

川崎市住情報提供事業費補助事業制度要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市民のゆとりある良質な住まいづくりを支援するために、市民を対象に住宅、まちづくり等に関する住情報提供事業を行う者に対し、市が必要な助成を行うことにより、もって良好な住環境の整備及び改善並びに維持保全の推進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 人の居住の用に供する建築物をいう。
- (2) マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第1号に規定するマンションをいう。
- (3) 事業者 住宅関連事業を行う川崎市が出資する法人をいう。
- (4) 住情報提供事業 事業者が行う住宅に関する情報の普及・啓発事業をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、住情報提供事業のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 住宅の計画相談及び情報提供事業
- (2) マンションの維持、管理等に関する相談及び情報提供事業
- (3) その他住宅に関する情報提供事業

（住情報提供事業に係る補助）

第4条 市長は、予算の範囲内において、前条各号に掲げる事業を行う事業者に対し、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

（補助金の額）

第5条 この要綱に基づく事業の実施に係る補助金の額は、第3条各号に掲げる事業の企画調査費及び運営経費を合算した額の3分の2以内の額とする。

（補助の申請及び交付決定通知等）

第6条 事業者は、住情報提供事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理した場合においては、速やかに申請の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の場合において、審査の結果、申請の内容が不適當であり、補助金の交付をしないことを決定したときは、その理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更申請及び変更承認通知等）

第7条 前条第2項の規定による通知を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知後において、補助金の額に変更が生じる事業内容の変更をしようとするときは、変更を必要とする具体的理由を付して、市長に申請し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請を受理した場合においては、速やかに申請の内容を審査し、変更を認めたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の場合において、審査の結果、申請の内容が不適當であり、変更を認めない、又は補助をしないことの決定をしたときは、その理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

（事業の中止又は廃止の申請及び承認通知等）

第8条 補助事業者は、第6条第2項及び前条第2項の通知後において、住情報提供事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに市長に申請し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請を受理した場合においては、速やかに申請の内容を審査し、住情報提供事業の中止又は廃止が適當と認めたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の場合において、審査の結果、申請の内容が不適當であり、住情報提供事業の中止又は廃止の承認をしないことを決定したときは、その理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

（市内中小企業者への優先発注）

第9条 補助事業者等は、補助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補

助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

（状況報告）

第10条 補助事業者は、市長からの求めに応じ、事業の執行状況について、報告しなければならない。

（事業完了報告）

第11条 補助事業者は、当該事業完了後速やかに、次に掲げる書類を市長が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 完了報告書
 - (2) 発注実績報告書
 - (3) 入札（見積り）が行えないことに係る理由書
- 2 前項第2号に規定する発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第9条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。
- 3 補助事業者等は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登録され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登録されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。
- 4 本条第1項第3号に規定する入札（見積り）が行えないことに係る理由書については、第9条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の報告を受理した場合においては、報告書等の書類

の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を当該補助事業者に通ずるものとする。

2 市長は、前項の通知をした後に補助金を交付するものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助事業者は、前条第1項の通知を受けた場合においては、市長に補助金の請求をするものとする。

2 市長は、前項の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定等の内容又はこれに付した条件その他本要綱又は関係法令の規定に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合においては、その理由を付して当該補助事業者に通ずるものとする。

3 前2項の規定は、補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る補助金を既に交付しているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（指導監督等）

第16条 市長は、補助事業者に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、事業の適正な実施のため必要な措置を命じ、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができる。

（委任）

第17条 この要綱の施行について必要な事項は、まちづくり局長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 1 2 年 6 月 1 4 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。